

【Q&A】自治体から寄せられた質問への回答		
No.	Q	A
①子ども家庭センターについて		
(全体について)		
1	子ども家庭センターの設置にあたり、自治体において条例や規則、設置要綱等を制定する必要はあるか。	必ずしも条例、規則や要綱等の制定を求めるものではないため、自治体において判断ください。
2	子ども家庭センターを設置するにあたり、事前に子ども家庭総合支援拠点を設置しなければならないのか。	子ども家庭センターは子ども家庭総合支援拠点の機能及び子育て世代包括支援センターの機能が含まれるため、それぞれの機能を整えていただければ子ども家庭センターを設置したものと考えられます。
3	子ども家庭センターの設置により、現行の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置運営要綱やガイドラインの扱いはどうなるのか。	改正児童福祉法の施行に伴い、現行の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置運営要綱及びガイドラインについては廃止する見込みです。
4	子ども家庭センターガイドラインのガイドラインとは、実施要綱のことを指しているのか。	子ども家庭センターガイドラインは、既に発出している母子保健部分のみお示しした(暫定版)を包含する形で、子ども家庭センター業務全体の詳細を示す「子ども家庭センターガイドライン(全体版)」として、令和5年12月末頃に自治体にお示しする予定です。なお、設置に関する基本的な事項は設置要綱として令和6年3月に発出予定です。
5	子ども家庭総合支援拠点について、現在児童虐待防止対策等総合支援事業で補助金を受けているが、令和6年度から令和8年までは、子ども家庭総合支援拠点の人員配置基準を満たす場合において、子ども家庭センターの設置の有無に関わらず、子ども・子育て支援交付金の補助対象となるか。	お見込みのとおりです。 ただし、令和9年度以降は令和5年9月15日自治体説明会資料6ページに記載の子ども家庭センターの5要件を満たしていない場合、補助対象外となりますので、ご注意ください。
6	運営費に係る財政支援について、重層的支援体制整備交付金を活用しているが、令和6年度以降も当該交付金の交付を受けることは可能か。	引き続き、当該交付金を活用いただけるよう、今後の予算編成過程で検討していきます。
7	現行の子ども家庭総合支援拠点について、「人口5万人未満の市町村においては子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合には、常時1名体制可」とあるが、子ども家庭センターにおいても同様の取扱いとなるか。	同様の取扱いとする方向で調整中です。
8	子ども家庭総合支援拠点の虐待対応専門員の上乗せ配置については現行の子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の算定式と同様の取扱いとなるか。	同様の取扱いとする方向で調整中です。
9	地域資源の開拓に必要なコーディネーターの配置に必要な経費に対し財政支援を行うことを検討するとのことであるが、このコーディネーターはどのような役割を担うのか。	地域資源の開拓を行うコーディネーターには、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援を行う民間団体(NPO等)の把握やサービス開拓(NPO等による家庭支援事業等の新たな実施等)、地域のニーズ把握、情報の一元化、マッチングなどの役割を期待しています。
(母子保健機能について)		
10	子ども家庭センターにおける母子保健機能(現行の子育て世代包括支援センター)について ①現行の「子育て世代包括支援センターガイドライン」において、必要に応じて支援プランを作成することとされているが、今後同様の解釈で良いか。 ②「支援プラン」とは、「サポートプラン」と同じものか。 ③支援プラン(サポートプラン)を作成する対象者の基準等が、ガイドラインに例示されているが、最終的には市町村で判断することの良いか。	いずれもお見込みのとおりです。
11	母子保健法の第3章で定めている「子ども家庭センターの母子保健事業」について、どのような業務を想定しているのか。	令和5年9月13日付で発出した「センター業務ガイドライン(暫定版)のうち母子保健部分の送付について」(成育局母子保健課及び支援局虐待防止対策課事務連絡)において、子ども家庭センターのうち母子保健部分について、現時点で想定している業務内容等を記載した暫定版のガイドラインをお示ししておりますので、こちらをご確認いただくようお願いいたします。

12	こども家庭センターの業務として、健康診査や助産、母子健康手帳の交付等の母子保健事業を実施する必要があるか。	こども家庭センターの母子保健事業については、改正母子保健法第22条各号に規定しています。同条の規定により、こども家庭センターは第1号から第4号までに掲げる事業を行うこととなりますが、第5号に掲げる事業（＝健康診査、助産その他の母子保健に関する事業）については、同センターで実施するかは各市町村の判断となります（第5号に掲げる事業を同センター以外の機関で実施することとしても差し支えありません）。
13	こども家庭センターにおける母子保健に係る相談支援業務について、専任での職員配置が難しい状況にあるため、他の保健センター業務(成人保健等)を行う職員を兼任により配置して良いか。	こども家庭センター（母子保健機能）の職員配置については専任が望ましいですが、自治体の実情により、母子保健に係る相談支援業務が適切に実施できると認められる場合には、兼任での職員配置も可能です。
14	【都道府県等向け資料P9、市区町村向け資料P9】 困難事例対応職員の資格について、（１）社会福祉士、（２）精神保健福祉士、（３）その他の専門職となっているが、（３）の専門職は具体的にどのような職種が該当するのか（保健師は該当するのか）。また、令和7年度末までに配置する必要があるのか。	困難事例対応職員は「特定妊婦や、産後うつ、障害のある妊産婦等からの問い合わせに即対応可能とするため、SNS等を活用した相談支援、多職種によるアウトリーチ支援の実施、関係機関や嘱託医師との連携による対応強化」などの業務（＝困難事例対応業務）を行うこととなりますので、（３）のその他の専門職としては、こうした困難事例対応業務を実施できると市町村が認める職種となります（困難事例対応業務を実施できると判断した方であれば、保健師も該当します）。なお、当該職員について「令和7年度末までに配置することを目指す」こととしておりますので、市町村において当該職員の人員確保を行っていただくようお願いいたします。
（統括支援員等について）		
15	統括支援員の役割や業務内容は何か。	統括支援員の役割や業務内容については、今年度実施する調査研究を踏まえ、今後ガイドラインにてお示しする予定です。
16	統括支援員について、専任である必要はあるか。 例えば、こども家庭センターの母子保健機能や児童福祉機能に配置される職員との兼務や、こども家庭センターの業務以外の母子保健業務を行う保健師を統括支援員とすることは可能か。	統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断を行う役割を担う者であり、かつ、こども家庭センターは支援家庭等に係る緊急対応を要する事態も想定されることから、専任が望ましく、母子保健機能及び児童福祉機能に配置される職員との兼務は想定していません。 ただし、地域の実情に応じてセンター長が統括支援員を兼務することは可能です。
17	小規模自治体（例えば母子保健業務と児童福祉業務を1人で担っている場合）であれば、統括支援員の兼務は可能か。	統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断を行う役割を担う者であることから、母子保健機能及び児童福祉機能に配置される職員（保健師や子ども家庭支援員等）との兼務は想定していません。 ただし、地域の実情に応じてセンター長が統括支援員を兼務することは可能です。
18	統括支援員の配置について、こども家庭センター1箇所に複数名の統括支援員を配置しても良いか。	統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能双方の業務について十分な知識を有し、各事案における双方の果たすべき役割等も含めて俯瞰して判断することのできる者であることが求められ、複数名を配置することにより母子保健機能又は児童福祉機能のどちらかに偏った統括支援員間の役割分担がなされることのないよう、国としては1人の配置を想定し財政措置を調整しています。 別途、統括支援員を補佐する職員を複数名配置するなどにより、地域の実情に応じた運用をお願いします。
19	統括支援員の資格要件の1つに、「一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者」とあるが、具体的な期間や内容の定めはあるか。	具体的な定めはないため、統括支援員の果たすべき役割に照らして自治体ごとに判断ください。

20	統括支援員の要件となる基礎研修（オンデマンドによるオンライン研修）や受講することが望ましい研修の内容については、今後実施要綱等で示されるのか。	今後、研修カリキュラムとしてお示しする予定です。
21	統括支援員の要件となる基礎研修については、令和6年度以降毎年実施されるのか。	毎年度オンデマンドによるオンライン研修により実施（配信）することを想定しています。
22	統括支援員の基礎研修について、「一定の期間内（例えば4月以降3か月間程度の間）に受講してもらうことを想定」とあるが、これは着任後3か月程度以内に必ず受講しなければならないということか。	着任後3か月程度以内の受講を想定していますが、統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断を行う役割を担う者であることから、着任後速やかに受講ください。
23	統括支援員の資質向上のために受講することが望ましい実務研修について、県職員が市町村の統括支援員に対し、演習型の研修を開催するということか。	実務研修については、都道府県において実施していただくことを想定しています。なお、子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて、都道府県としての研修担当者等を対象とした「指導者養成研修」を実施いただく方向で検討中ですので、詳細が決まり次第ご案内いたします。
24	【都道府県等向け資料P6、市区町村向け資料P6】 統括支援員の配置に係る財政支援について、令和5年9月15日自治体説明会資料6ページに記載のこども家庭センターとしての5要件を満たしていない場合であっても、令和8年度までは補助を受けることができるか。	統括支援員の配置については、令和5年9月15日自治体説明会資料6ページに記載のこども家庭センターの5要件を満たした場合に補助対象となります。
25	こども家庭センターにおけるセンター長に資格要件はあるか。	こども家庭センターのセンター長については、資格要件を設けていませんが、統括支援員を含めた組織全体のマネジメントを行うことができる者を想定して適切に選任をお願いします。

(サポートプランについて)		
26	こども家庭センターの設置の有無にかかわらず、サポートプランの作成は市町村の必須事務か。	お見込みのとおりです。
27	要保護児童、要支援児童とその保護者及び特定妊婦については、全員に対してサポートプランを作成することが必須となるか。	サポートプランの作成対象者については、改正後の児童福祉法第10条第4号において、「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。」とされており、対象者の抱える課題を自らが認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促すことや関係機関と支援内容等を共有し、効果的な支援を実施することが見込まれることから、原則、全員に対してサポートプランの作成が必要です。 一方で、「その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと」とされており、例えば、泣き声通告や面前DV等で未だ当該家庭の子育てに係る情報が十分でない等、支援の必要性の判断及び経過観察が必要なケースについては、本人からの同意を得ることが困難な場合もあり、このようなケースについては、サポートプラン作成の前段階として、まずは当事者のニーズを把握し、当該内容を内部での支援計画に反映させた上で、定期的な家庭訪問等を行うなどサポートプラン作成に繋げるための支援を実施いただきますようお願いいたします。なお、泣き声通告や面前DV等については、必ずしも継続的な支援が必要ではない事案もある一方で、重篤化する事案が存在することに十分ご留意した上で適切な頻度での定期訪問等の支援を実施するようお願いいたします。
28	サポートプランの作成対象者について、児童相談所等が対応している世帯は作成の対象ではない又は作成は任意でよいか。	児童相談所等と連携しているケースについても、当該対象者に対し、サポートプランの説明を行っていただき、当該対象者が支援を必要とし、サポートプランの作成について希望又は同意する場合においては作成いただくことを想定していますが、詳細についてはガイドラインにてお示しする予定です。
29	サポートプランの作成対象者とサポートプランの「手交」について、 ① 母子並びに乳児および幼児の心身の状態に応じ、健康の保持および増進に関する支援を必要とする者 →現状の支援プランの対象者と同様か、また、アセスメント方法は統一されるのか。 ② 要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦 →「手交」がなじまないケース（虐待等）についての対応として、内部での支援計画（支援方針）に反映し支援の実施を図るとあるが、その様式は示されるのか。 ③ 子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望又は同意する児童とその保護者及び妊婦 →育児相談群、相談の入り口は母子保健、児童福祉の双方あるが、サポートプラン作成を行う対象者のイメージとその様式は示されるのか。	①お見込みのとおり、母子保健の観点のみから支援が必要な対象者（改正母子保健法第9条の2第2項）へ作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成の「支援プラン」と同様になります。対象者のアセスメント方法を統一する予定はなく、令和5年9月13日付で発出した「センター業務ガイドライン（暫定版）のうち母子保健部分の送付について」（成育局母子保健課及び支援局虐待防止対策課事務連絡）の27ページ「（2）サポートプランの対象者について」を参考に、市町村の実情に応じ対応ください。なお、サポートプラン作成者のうち、児童福祉機能と情報共有を行う対象者や必要性等について検討する際には、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）において作成されたアセスメントシートをご活用ください。 ②支援計画の様式については、自治体において様式が異なることが予想されるため、自治体において様式を作成していただく構いません。 ③ご指摘のとおり、相談の入り口は母子保健、児童福祉双方ありますので、サポートプラン作成のイメージに関しては、ガイドラインでお示しします。

30	<p>サポートプランについて、様式は児童福祉機能と母子保健機能で統一しても良いか。</p> <p>また、サポートプランの手交が困難な場合は、郵送等で渡すことは可能か。</p>	<p>サポートプランについては、①作成対象者の解決すべき課題、②作成対象者の意向、③作成対象者に対する支援の種類及び内容、④サポートプランの見直し時期といった基本的な項目が記載されているのであれば、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援の実施として様式を統一いただくことは望ましいものであり、効果的なものになるよう創意工夫していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、サポートプランの交付方法に定めはありませんが、手交することにより、サポートプラン作成対象者と支援内容を共有し、関係性を築いていくことが可能となるため、可能な限り手交できるよう努めてください。</p>
31	<p>サポートプランについて、「支援を拒否する場合やサポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて、利用勧奨・措置、児童相談所への送致などについて、センター内部や要対協個別ケース検討会議において検討する。」とあるが、この「一定期間」の目安はあるか。</p>	<p>こどもの安全が守られるかの判断によって一定期間は対応するケースごとに異なるものであるため、自治体において適切に判断ください。</p>
32	<p>こども家庭センターの母子保健機能または児童福祉機能が単独で作成するサポートプランについて、統括支援員はすべて確認する必要があるのか。</p>	<p>国として、母子保健の観点のみから支援が必要な対象者に作成するすべてのサポートプランを統括支援員が確認することは想定していません。一方、リスクアセスメント等によりセンターの児童福祉機能につながりが必要とされる妊産婦等を把握した場合における、当該妊産婦に作成するサポートプランについては、統括支援員とも相談の上、内容を検討いただく必要があると考えています。</p> <p>なお、児童福祉機能単独で作成するサポートプランにおいては、統括支援員が全ケースを把握しておくことが望ましいですが、自治体の状況に応じて、統括支援員が必要に応じてサポートプランを確認し、効果的な支援のために相談や関与ができる体制を整えてください。</p>
33	<p>サポートプランの見直しは年1回など定期ではなく、家庭や児童の状況を踏まえて自治体の判断で行ってよいか。</p>	<p>お見込みのとおり随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえた適切な頻度で見直しを行うことが重要です。</p>
34	<p>サポートプランは令和6年4月1日から何か月以内に作成しないといけない等の期限はあるのか。</p>	<p>改正後の児童福祉法第10条第4号の 「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。」は、令和6年4月から全市町村に対し義務付けられており、優先度の高い者から可能な限り早期に作成ください。</p>
35	<p>サポートプラン作成件数に応じた支援員とは、こども家庭総合支援拠点の設置要綱における「子ども家庭支援員」等、資格要件はあるのか。</p>	<p>子ども家庭支援員等を想定していますが、詳細についてはガイドラインにてお示しする予定です。</p>

②地域子育て相談機関について		
1	地域子育て支援拠点と地域子育て相談機関の主な違いはなにか。また、現行地域子育て支援拠点事業を実施している事業所が、現在行っている取組を維持しつつ地域子育て相談機関の業務を行った場合、地域子育て支援拠点事業と地域子育て相談機関の両事業に係る交付金を申請することは可能か。	地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。一方で、地域子育て相談機関は、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関であり、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととしています。また、現行、地域子育て支援拠点を実施している事業所が、地域子育て支援拠点の取組を維持しつつ、さらに地域子育て相談機関の業務を行った場合、地域子育て支援拠点事業と地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型）Ⅲ型を含む）の両事業に係る交付金を申請することは可能です。
2	今年度まで利用者支援事業（基本型）を実施している事業所について、令和6年度以降地域子育て相談機関の機能を持たない場合、引き続き利用者支援事業（基本型）の交付金は申請することが可能か。	引き続き交付金を申請することは可能です。ただし、一体的相談支援機関連携等加算については、地域子育て相談機関の機能を持つ事業所のみを対象とする予定です（令和5年度以前に当該加算の対象となっている事業所については、地域子育て相談機関の機能を持つ予定がある場合に限り引き続き対象とします）。
3	地域子育て相談機関に係る国庫補助について、公立保育所も対象となるのか。また、公立施設の正規職員の給与や手当に充てることも可能か。	地域子育て相談機関に係る国庫補助について、公立保育所も含む公立施設が実施する場合も補助対象となります。なお、公立施設の正規職員の給与や手当に補助を充てる場合、交付税と二重交付とならないよう御留意ください。
4	地域に設置されている保育所や地域子育て支援拠点において、すでに相談支援や子育てに関する情報提供を実施しており、市町村（子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター）と連携も図られている場合、当該保育所や地域子育て支援拠点は補助金を活用せずに、地域子育て相談機関として位置づけることは可能か。また、全ての保育所や地域子育て支援拠点を地域子育て相談機関として位置付けることとしても問題はないか。	今後お示しする地域子育て相談機関の設置運営要綱に基づいて地域子育て相談機関の業務を実施していると市町村が認めた場合は、補助金を活用せずに地域子育て相談機関として活動することも可能です。なお、全ての保育所や地域子育て支援拠点を地域子育て相談機関として位置付けることについては、全事業所が地域子育て相談機関としての要件を満たしている場合には当然可能となりますが、地域子育て相談機関として位置づけることが可能かどうかについては、個別事業所ごとに判断してください。
5	地域子育て相談機関は中学校区に1カ所を原則とのことだが、地域の実情に応じて増減させても差し支えないか。また、交付金の申請に当たって、中学校区より多く設置した場合は、全ての地域子育て相談機関分の交付金の申請を行って良いのか。	地域子育て相談機関については、中学校に1カ所を原則とお示していますが、一つの中学校区に複数設置することや複数の中学校区を跨いで一つ設置するなど、地域の実情に応じた設置をしていただいて差し支えありません。また、交付金の申請に当たっては、中学校区より多く設置した場合でも、全ての地域子育て相談機関分の交付金の申請をしていただいて差し支えありません。
6	Ⅲ型について、既存施設において既存職員で対応する場合、開設日時に関する要件はあるか。また、Ⅲ型の要件として「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合とあるが、どのような要件なのか。	Ⅲ型の開所日数の要件を設ける予定はありません。しかしながら、地域子育て相談機関の利用者の利便性も考慮したうえで、開所日数を検討ください。また、「一体的相談支援機関連携等加算」の要件は「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、「地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、地域の住民と継続的につながる方法による相談・助言の実施や全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とする一体的相談支援機関（子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう。）双方の機能を一体的に有する施設をいう。）との連携・調整など、身近な相談機関としての機能を果たすために必要な取組を実施した場合」とお示ししています。具体的なこども家庭センターとの連携に関しては、地域子育て相談機関の設置運営要綱において追ってお示しする予定です。



7	<p>地域子育て相談機関の対象者について、「すべての妊産婦及び子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする」となっており、幅広い年代に対応する必要があるが、設置にあたり特に重点をおかなければならない年齢層は。</p> <p>また、例えば同じ中学校区に「就学前」「就学後」などで対象年齢を区切った地域子育て相談機関を設置することは可能か。</p>	<p>地域子育て相談機関は、法律上「子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う」と規定されていることから、対象者について、特にこどもの年齢に制限はないものの、就学前の子どもを中心に考えていただくのが適当であると考えています。</p> <p>また、対象年齢を区切って、当該対象年齢に特化した地域子育て相談機関を設置することも妨げられないものの、一人の児童の相談機関が就学前後で変化してしまうことで支援に切れ目が生じることや対象年齢を区切ることによって「きょうだい」で相談機関が異なること等が懸念されることから、仮にそのようにする場合には、住民に対する周知や、当該対象年齢以外の者が来た時の相談対応等に御留意ください。</p>
8	<p>今回示されていない地域子育て相談機関への登録や相談記録の作成、子ども家庭センターとの連携等については、いつ示されるのか。</p>	<p>今回お示し出来ていない具体的な運営方法や設置要件等の事項については、地域子育て相談機関の設置運営要綱において追ってお示しする予定です。</p>
9	<p>重層的支援体制整備事業を実施する市において、民間事業者が利用者支援事業（基本型）の補助を受けて地域子育て相談機関の事業を実施する場合、当該民間事業者は包括的相談支援事業の一環として高齢者等の相談を受けなければならないのか。</p>	<p>重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、属性を問わずに住民（利用者）の相談を受け止める包括的相談支援事業を実施する必要があるが、これは既存の各事業において全ての属性への対応を求めるものではなく、各事業の関係機関において対象者を適切につなぐなど連携して対応する体制が求められているものです。重層的支援体制整備事業の実施体制については、社会福祉法に規定する各事業のほか、地域にある様々な社会資源も含め、市町村全体で検討ください。</p>
10	<p>第3期子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」について、利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けずに地域子育て相談機関を実施する数も含めて計画を立てる必要があるか。</p>	<p>利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けずに地域子育て相談機関を実施する数も含めて計画策定をお願いします。</p> <p>なお、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）（令和5年9月20日付け子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）の別添「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」においては、利用者支援事業の内数として地域子育て相談機関の計画値を記載いただくこととしているが、利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けずに地域子育て相談機関を実施する数も計画に位置づけられるよう、正式発出までに記載を修正する予定としています。</p>
11	<p>出張相談を行う地域子育て相談機関のカウント方法如何。事業所の住所で1、出張相談先1の計2とカウントするのか。</p>	<p>出張相談を行う地域子育て相談機関については、事業所の住所1のみカウントし、出張相談先はカウントしません。</p>
12	<p>地域子育て相談機関の設置予定時期について、次期市町村子ども・子育て支援計画期間内に整備できなかった場合にペナルティはあるのか。</p>	<p>次期市町村・子育て支援計画期間内に整備できなかった場合のペナルティは検討していませんが、改正児福法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて可能な限り早期に達成をお願いします。</p>

③家庭支援事業について		
(総論/利用勸奨・措置について)		
1	家庭支援事業や利用勸奨・措置について、国として実施要綱・交付要綱やガイドラインを示す予定はあるか。その場合のスケジュールをお示しいただきたい。	<p>子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業・児童育成支援拠点事業の新たに創設する3つの家庭支援事業の詳細については、年明けに大枠を示したのち、実施要綱・交付要綱については、年度内に案を示す予定です。</p> <p>加えて、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業については、令和6年4月までに要綱に加えて、実施要綱の内容を補完するガイドラインをお示しする予定です。</p> <p>いずれもお示しできるのが年度末近くとなる予定であることから、既に事業実施済みの自治体は、基金事業の運用をベースに来年度の事業実施を検討ください。</p> <p>また、措置費に関する交付要綱や通知も、年度内に案をお示しする予定です。利用勸奨、措置の運用についてはこども家庭センターガイドラインを年度内に改正してその中で示す予定です。</p>
2	新設事業及び拡充事業についても、令和6年度中に実施する場合、「第2期子ども・子育て支援事業計画」への記載は必要か。「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画」において、新たに当該事業の量の見込み及び確保方策を設定することを義務付けるものか。	<p>新規・拡充事業についても、13事業に位置付ける予定であることから、子計画への量の見込み・確保方策の記載が必要となります。子計画への記載時期については、今期（第2期）事業計画期間中に計画の見直しを行う場合はその見直しの際に行っていただきたいが、そうでない場合には次期（第3期）の事業計画の策定の際（令和7年度）に行っていただきたいです。</p> <p>そのことを前提として、新規事業について当面は事業計画上の位置づけがなくとも、財政支援の対象とする予定です。</p>
3	今後、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の別表第三等に何らかの規定が設けられる予定はあるか。	<p>新設事業についても地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、基本指針における別表第3において、量の見込みを定めるにあたって参酌すべき基準をお示しする予定です。</p> <p>基本指針については、本年12月中の公布を目指し検討を進めており、第2回子ども・子育て支援等分科会において改正案を提示しているため、そちらを御参照ください。</p>
4	家庭支援事業の量の見込みの設定の仕方を教えていただきたい。	<p>新設の家庭支援事業の量の見込み方については、「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）の別添「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」において現時点の考え方をお示しているため、そちらをご参照ください。</p> <p>なお、本事業は新設事業であることから、事業開始後、実績と見込みとの乖離が大きい場合には、適切な見直しをお願いします。</p> <p>なお、以上のとおり国として見込み方の目安をお示しするものの、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能です。</p>
5	市町村において、家庭支援事業の実施は努力義務となるのか、全市町村で実施が必須となるのか。	<p>児童福祉法第21条の9に基づき、市町村には、家庭支援事業が着実に実施されるための必要な措置の実施に関する努力義務があります。</p>
6	措置対象者については、事業の利用開始のための申請を省略することは可能か。	<p>措置の場合、申請は不要です。</p> <p>サービス利用は利用者との契約に基づくことが原則となるため、原則的には申請が必要となりますが、措置対象者については、やむを得ない事情により利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた申請が困難なケースを想定しており、利用勸奨を行ってもなお事業の利用が行われない場合においては、措置の場合は例外的に申請を伴わずに事業提供を行うことが出来ます。</p>



7	<p>子育て世帯訪問支援事業を実施する場合、実施要綱に「措置」の規定は、市町村の任意判断という認識でよいか。（例えば、措置は実施しないため、要綱にも規定しないとすることは可能か）</p>	<p>児童福祉法第21条の18の規定は、支援を行う必要があると認められる児童及びその保護者等が事業を利用しない場合において、市町村が利用の勧奨を行うこととし、利用勧奨を行ってもなお事業の利用が行われない場合においては、申請を待たずに市町村が事業を提供できることとするものです。そのため、措置をするかどうかは市町村が判断するものですが、そのようなケースがあった際に、適切に事業による支援が行えるよう、措置の規定も定めておいてください。</p>
8	<p>利用勧奨と措置は、それぞれ行政処分となるのか。措置は行政処分とのことだが、勧奨に基づく利用の場合、利用者と誰の間に法律関係が生じ、市はどの部分に関与するのか。</p>	<p>利用勧奨については行政処分ではありませんが、措置については行政処分となります。 勧奨に基づいて、利用者が申請を行い事業者から事業提供を受けた場合、利用者と事業主体との間に契約関係が生じるものです。</p>
9	<p>措置費での対応となるとの事だが、措置費についての交付申請や実績報告については、子ども・子育て支援交付金の中で対応することとなるのか。</p>	<p>措置費は義務的経費で支弁するものであり、保育の措置同様、児童入所施設措置費等国庫負担金の枠組みで支弁します。</p>
10	<p>措置決定した利用対象者が事業を利用しない場合の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>家庭支援事業の措置において、利用者の意思に反して事業の利用を強制することは認められないため、そのような場合には市町村は必要に応じて児童福祉法第25条の7第1号の規定に基づき児童相談所等に通告を行う等の必要な対応を行ってください。</p>
11	<p>【都道府県等向け資料P75、市区町村向け資料P52】 利用措置について、説明会資料では「こども家庭センターが決定し、家庭支援事業担当部署が文書により通知」とあるが、この通知は、例えば「利用措置決定通知」のような行政処分としての通知文書と考えてよいか。また通知に際し、こども家庭センターと家庭支援事業担当部署が異なる場合はどうすれば良いのか。</p>	<p>通知方法について、お見込みの通り行政処分としての通知文書を想定しています。また、通知の発出にあたり、市町村によってこども家庭センターと家庭支援事業担当部署が異なる場合には、どちらが対応することとしても問題ありませんが、事前に市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、こども家庭センターと自治体内で調整し、連携を図ってください。</p>
12	<p>措置対象者に対しては費用負担を求めないと記載されているが、これはすべての家庭支援事業に適用されるか。</p>	<p>お見込みのとおり、措置の場合は全ての家庭支援事業について、全ての利用者に一律、費用負担を求めないことを想定しています。 (※例えば子育て世帯訪問支援事業における住民税課税額による区分等の、各事業における所得階層に応じた費用負担免除を適用せず、一律に費用負担をもとめないことを想定。) ただし、家庭支援事業の措置については、サービス利用が、利用者の契約に基づくことが原則である中で、あくまで例外的な措置として位置付けられているものであることをふまえ、利用者負担を求めないことを目的として安易に利用措置を行うことは避けるべきである点、御留意ください。</p>

(子育て世帯訪問支援事業について)		
13	<p>養育支援訪問事業の育児家事援助は、令和6年度以降も継続されるのか。</p>	<p>養育支援訪問事業については、令和6年度以降、専門的相談支援に特化し、現在、行われている「育児・家事援助」については、子育て世帯訪問支援事業で対応することになることから、家事育児支援を養育支援訪問事業の枠組みで実施することは想定されません。相談支援ニーズの高い家庭については、子育て世帯訪問支援事業による家事育児支援と養育支援訪問事業による専門的相談支援を組み合わせて利用することも想定されるところですが、家事育児支援については、令和6年度以降は子育て世帯訪問支援事業を実施していただきたいと考えています。</p>
14	<p>現行、養育支援訪問事業について、広く一般から申請を受け付けるのではなく、市町村側が必要と判断した者に対して利用を勧め、申請を受け付けている。子育て世帯訪問支援事業の実施にあっても、対象者を同様に限定することは可能か。</p>	<p>子育て世帯訪問支援事業の対象者は、法律上、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者と規定されており、内閣府令で定める者として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者</li> <li>・特定妊婦</li> <li>・これらに該当するおそれがある者その他の市町村長が子育て世帯訪問支援事業による支援が必要と認める者を規定しています。</li> </ul> <p>国としては、対象者に該当する方に対しては、利用者からの申請に基づき利用を開始することと、市町村が必要と認めた者に利用を勧めることの両方を行っていただきたいと考えていますが、自治体ごとの提供体制の整備状況等により、市町村側が支援が必要と認めた者等、特に支援が必要な層に対象を限定することは差し支えありません。その場合でも、例えば市町村として必要性を把握していない状態で本人から利用希望があった場合には、適切なアセスメントを行い、支援が必要と認めた場合には申請を受け付けるなど、必要な対象者に支援が行き届くよう配慮ください。</p>
15	<p>利用者の体調不良等やむを得ない理由で当日キャンセルが生じ、市が事業者にキャンセル料を支払う場合、補助対象経費に含めることは可能か。</p>	<p>事業の実施に関して発生した経費がある場合、延べ回数として計上して構いません。</p>
16	<p>訪問支援員が受講する必要がある「市町村が適当と認める研修」とはどのようなものか。</p>	<p>「市町村が適当と認める研修」については、本事業で家庭を訪問して、家事や育児の支援を行うにあたり必要な資質や技術等を学ぶための研修を想定しています。研修内容については今後ガイドライン等で例示します。また、令和6年度以降については研修を実施した際の費用補助を検討しています。</p>
17	<p>保育士等の資格やヘルパーの資格があっても、研修を修了しないとならないか。</p>	<p>有資格者も含めて市町村が適当と認める研修の修了が、支援員の要件になります。ただし、市町村の判断で有資格者等について、その資格取得の過程で受講した研修をもって、必要な研修を受講したものとみなすことができる場合には、研修内容の一部又は全部を省略することは妨げません。その場合でも、子育て世帯への訪問支援を行うためには、例えば当該市町村特有の子育て支援の制度や現状など、別資格の取得過程の研修などではカバーできない知識や経験が必要となりうる点には留意して、本事業独自の研修の必要性について市町村でご判断ください。</p>
18	<p>研修の詳細はガイドラインで示すのか。3月に発出した場合、研修が受講できない場合が想定されるが、猶予措置はあるか。</p>	<p>研修内容については今後ガイドライン等で例示します。ガイドラインは年末に案をお示ししたうえで、令和6年4月までに正式にお示しする予定です。令和6年4月より事業を円滑に実施するため、当面の間は、暫定的に現在の基金事業の条件を満たす訪問支援員がいれば事業による支援を実施可能とするなどの猶予措置を検討しています。</p>

19	<p>仮に、こども家庭センター設置前に子育て世帯訪問支援事業を実施する場合、アセスメントの実施やサポートプランの作成は必須か。必須とする場合、既存の組織の中で柔軟に対応することは可能か。併せて利用勧奨を行う者も既存の組織の中で柔軟に対応することは可能か。</p>	<p>事業の趣旨を鑑みてアセスメントやサポートプランの作成を必須としていますが、仮にこども家庭センター設置前に事業を実施する場合、これらに準ずる市町村の相談機関が、サポートプラン作成に類する内容を実施していれば問題ありません。同様に、利用勧奨を行う者についても、こども家庭センターに準ずる市の担当部署等が代替することも可能です。</p>
20	<p>対象を限定的にしたり、利用回数上限等を設定した場合、補助対象にならないのか。</p>	<p>自治体の実情を踏まえて対象の限定や利用回数上限を設定したとしても補助の対象にはなりますが、可能な限り、支援が必要な家庭にサービスが行き届くよう整備してください。</p>
21	<p>送迎には、保護者が同乗しない状況で事業者が所有する車両に児童を乗せて自宅等に送迎する場合なども含まれるという認識でよろしいか。また、仮に含まれる場合、有償運送等のケースに該当するとして何らかの手続きが必要か。</p>	<p>保護者が同乗しない状況で事業者が所有する車両に児童を乗せて自宅等に送迎する場合なども含まれます。また、本事業のような家事・育児援助の提供が中心となるサービスに附随する送迎については、通達（※）1.（4）【具体例③】において、「子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない」とされているとおり、許可又は登録を要しません。</p> <p>※道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（令和2年3月31日付国自旅第328号自動車局旅客課長通達）</p>

(親子関係形成支援事業について)		
22	親子再統合支援事業と親子関係形成支援事業の違いは何か。	親子再統合支援事業は、実施主体が都道府県、指定都市、児童相談所設置市であり、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を想定しています。 対して、親子関係形成支援事業は、実施主体は市町村のみであり、子育てに悩みや不安のある保護者とそのこどもを対象とし、グループワークなどを行うことにより、よりよい親子関係づくりのための支援を行うものを想定しています。
23	親子関係形成支援事業の委託先としては、どのようなところを想定しているのか。	社会福祉法人やNPO等、事業実施に資する事業者を広く想定しています。
24	プログラム実施者について、「市町村が適当と認める研修の受講歴又は資格を有する者であって市町村が適当であると認めた者」とあるが、そもそも、プログラムとして想定されるものはどのような内容（資格）で、市町村が適当と認める研修はどのような内容を想定しているのか。	民間事業者が実施しているペアレントトレーニングの資格や、ペアレント・プログラム、児童相談所等が行う保護者支援プログラムに関する研修等を想定しています。市町村の実情に応じて適切にご判断ください。
25	補助単価が4回以上の連続講座を想定することだが、途中離脱や欠席などでプログラムを完了できなかった場合でも補助対象となるのか。	講座自体が4回以上の講座として実施されるのであれば、補助対象となります。
26	親子関係形成支援事業によるペアレントトレーニングを保護者の自宅（訪問型）で提供しても差支えないか。	場所の指定はありませんが、グループワークやロールプレイを実施することとしており、定員は10名程度を目安に原則としてグループで実施することとしています。欠席等により、訪問してフォローすることなどは考えられます。

(児童育成支援拠点事業について)		
27	児童文化センター等、社会教育施設での実施も可能か。既存の施設を使用して事業を実施する場合、施設の遊び場や交流スペースと本事業の専用スペースは分ける必要があるのか。	児童文化センターを含む子育て関連施設や、市町村が当事業を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む）で実施が可能です。既存施設に併設する場合、本事業の専用スペースを設けたうえで、遊び場等を併用することは差支えありません。
28	既存の施設を使用して事業を実施する場合、施設の業務と本事業の管理者及び支援員の業務は兼任してよいか。	管理者については、1つの事業所専任の管理者を配置することが望ましいです。市町村の状況に応じ、複数の事業所や他の業務を兼任しても構わないが、本事業全体の運営に支障がなく、実態が把握できるような配慮が必要です。 なお、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員としており、その常勤職員については本事業における専任を想定しています。
29	児童育成支援拠点事業の職員配置について、児童の人数に関わらず、開所時間中は常に管理者と支援員を1名以上（最低2名）の職員を配置しなければならないのか。	利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置する必要があります。（2人以上の職員とは、管理者、支援員に限らず、児童等の支援に当たる職員が2人以上の配置で足りるものとしています）
30	開設準備経費について、移転の場合も対象となるか。	開設準備経費は新規開所に伴う経費の補助を目的としているため、移転の場合は適用されません。
31	対象を限定せずこども食堂を実施している場合、対象となっているこどものみだけ交付対象となると考えるのか、その他市町村が必要と判断したこどもとして、すべての参加者を交付対象と判断してよいか。	こども食堂についても、取り組み内容が本事業の要件に合致すれば支援対象となりうるが、本事業の趣旨は特に支援が必要なこどもたちに支援を届けることである点には、ご注意ください。また、同じ施設内で、他の国庫補助事業等を実施している場合には、運営や経理等を適切に区分して実施いただきますようご注意ください。
32	児童育成支援拠点事業について委託等を行うことができるがあるが、業務内容等を満たしていれば民間の団体等に対し、市が補助金を交付する形の事業も対象になるとの認識でよいか。	委託ではなく、補助による実施も可能です。
33	【都道府県等向け資料P91、市区町村向け資料P68】 児童育成支援拠点事業の運用イメージ（案）の「対象」について、①～③に掲げるような状態にある児童と保護者を対象とするがあるが、市が①～③の中から選択して対象（例えば①の内容のみを対象）にしたり、市が①～③を参考にしながら対象を柔軟に決めたりすることができるのか。（①～③のすべてを対象にしなければならないのか。）	自治体の実情を踏まえて①のみに対象を限定したとしても補助の対象にはなりうるが、可能な限り、支援が必要な家庭にサービスが行き届くよう整備してください。
34	今後、整備費の補助はどうなるか。	施設整備に対する補助については、現在、安心こども基金を活用した特例事業により補助を行っていることを踏まえ、今後も何らかの補助ができるよう、他の施設整備における補助割合なども踏まえて今後検討してまいります。

(子育て短期支援事業について)		
35	<p>・子育て短期支援事業の親子入所等支援、入所希望児童支援を実施するにあたりそれぞれ単体での業務委託をすることは可能か。</p> <p>・子育て短期支援事業を実施する場合、実施要綱に「親子入所等支援」「入所希望児童支援」の規定するか否かは、市町村の任意判断という認識でよいか。(例えば、親子入所等支援、入所希望児童支援は実施しないため、要綱にも規定しないなどは可能か)</p>	<p>1つの施設で、これまでの子育て短期支援事業の支援内容に加えて、親子入所等支援や入所希望児童支援全てを実施することも可能ですが、1つの支援内容のみの実施や、その内容のみの委託も可能です。可能な限り、自治体内で全ての支援内容が提供できるよう整備ください。</p>
36	<p>子ども・子育て支援交付金の補助単価を活用した場合、保護者の単価はどうか。</p>	<p>保護者の単価については、現行の子育て短期支援事業における「緊急一時保護の母親」と同一の単価を検討しています。</p>
37	<p>子育て短期支援事業(ショートステイ)が保護者と共に入所利用可能と拡大されたが、委託契約先に求める親子入所に伴う支援内容には、どのような内容の追加が必要か。また、受託者に必要な資格や施設面積などの要件はあるか。</p>	<p>受託者に必要な資格や施設面積などの要件については、今後実施要綱等でお示しする予定ですが、現段階から、今般お示した運用イメージの資料や基金事業の運用をベースに来年度の事業実施を検討してください。</p>
38	<p>子育て短期支援事業について、安心こども基金による子育て短期支援臨時特例事業での「利用者負担軽減支援」は基金事業に残るのか。</p>	<p>利用者負担軽減支援については、既存の子ども・子育て支援交付金の「優先的な利用等の加算」へ一本化してその枠内で補助することを検討しています。</p>
39	<p>専従人員配置支援については、子ども・子育て支援交付金の対象としていなければ、既に配置している人員を専従人員配置支援の対象として差し支えないか。</p>	<p>専従人員配置支援の要件を満たすのであれば、すでに配置している人員を専従人員配置支援の対象としても差支えありません。</p>
40	<p>児童が希望する場合について</p> <p>・児童の『希望』をどのように確認するのか(書面・口頭等確認方法)</p> <p>・また、児童の希望とは別に保護者の同意は必要か。必要であるならば、保護者が不同意となった場合には、どのように対応するのか。</p>	<p>児童の希望の確認方法について特段の定めはありませんが、保護者等とやりとりする上では書面を取り交わすことが望ましいと考えます。</p> <p>児童が入所を希望する場合でも、親権との関係上、保護者の同意は必要となります。不同意となった場合には一時保護等を含め児童相談所と連携し適切に対処してください。</p>
41	<p>本事業についての申請者は、入所希望する児童とするのが適切であるか、その保護者とすべきか。</p>	<p>児童及び保護者が申請主体になり得ます。なお児童から申請があった場合でも、親権との関係から、サービスの利用にあたっては保護者の同意を取ることが原則となることにご留意ください。</p> <p>仮に保護者が利用に反対している場合で保護の必要がある場合には、児童相談所と連携して、一時保護委託等の措置が必要となるのでご留意ください。</p>
42	<p>子育て短期支援事業の利用日数について、「必要と認める期間」をどのように決定するのか。また、期間の決定にあたってサポートプランの作成は必要か。</p>	<p>必要と認める期間については、児童及び家庭の状況をアセスメントしたうえで、こども家庭センター等市町村の相談機関等が総合的に判断することを想定しています。サポートプランの作成について特段の定めはありませんが、支援の必要性を鑑みて適切に対応してください。</p>
43	<p>現在子育て短期支援臨時特例事業で実施されている内容は、子ども・子育て支援交付金に一本化される予定か。整備費の補助はどうか。</p>	<p>御認識のとおり、現在子育て短期支援臨時特例事業で実施されている内容は、子ども・子育て支援交付金に一本化される予定です。施設整備に対する補助については、現在、安心こども基金を活用した特例事業により補助を行っていることを踏まえ、今後も何らかの補助ができるよう、他の施設整備における補助割合なども踏まえて今後検討してまいります。</p>
44	<p>地域資源開拓が非常に困難な状況にある場合、県単位やいくつかの市町が合同で実施するという場合でも補助の対象となるのか。</p>	<p>補助基準額を按分のうえ、複数の市町村で合同実施することは妨げません。なお、実施主体は市町村に限るため都道府県が実施することはできません。</p>
45	<p>家庭支援事業の整備には、受け皿となる民間団体・地域資源が少なく、必要な人員の確保にも苦慮している現状である。事業として展開が難しいと感じている。このままでは、整備の地域差が大きくなるばかりと予想される。この点について、どのように考えているのか。</p>	<p>こども家庭センターの業務内容として、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことが期待されており、地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置に必要な経費についても財政支援を検討しています。</p>



④一時保護施設の設備・運営基準について		
1	児童指導員及び保育士の総数について、各時点の児童の人数に応じて常に基準に基づく人数の配置が必要か（夜間除く）。	児童指導員及び保育士について、各時点の児童の人数に応じて常に配置を求めるものではなく、総数として基準を満たす職員数を配置していれば差し支えありません。
2	各職種の勤務時間（配置時間）は問わないという認識で間違いなのか（夜間除く）。	各職種の勤務時間（夜間除く）については、こどもの状況に応じた支援体制が確保できるよう、各一時保護施設において適切に判断いただきたいと考えております。
3	夜間の職員配置について、夜間とは何時から何時までを指すのか。	児童の就寝時刻から翌朝の起床時刻までの間を原則とし、各一時保護施設・地域ごとで児童の就寝時刻・起床時刻は異なることから、各自治体ごとに設定していただくことを想定しております。
4	夜間の職員体制について、勤務形態は夜勤か宿直か。また、勤務に当たる職員は正規職員を配置する必要があるか（会計年度任用職員でも構わないか）。	夜間の職員配置について、勤務形態及び職員の雇用形態は、一時保護施設の状況や夜間の緊急一時保護件数等の実態を勘案した上で、各自治体ごとに夜勤職員なのか管理宿直職員なのか等適切に判断いただきたいと考えております。
5	学習指導員について、教諭の免許状を有する児童指導員が、学習指導員として兼務することは可能か。また、看護師について、児童相談所の相談部門に配置する職員と兼務することは可能か。	学習指導員について、児童指導員との兼務ではなく、学習指導員の専任職員として配置いただきたいと考えております。なお、学習指導を委託する施設においては学習指導員を置かないことが可能です。また、看護師についても、一時保護施設の専任職員として配置いただきたいと考えております。
6	個別対応職員の職務内容や配置基準はどのようなものになるのか。	職務内容等については、「一時保護所における専門職員等の配置について（平成24年4月5日付け雇児発0405第28号）」第2をご確認ください。 なお、児童10人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を置かないことが可能です。
7	指導教育担当職員は、児童指導員等の直接処遇職員を兼ねることが可能か。また一時保護施設の管理者は、児童相談所長が兼ねることは可能か。	指導教育担当職員は、直接処遇職員を兼ねることが可能です。一時保護施設の管理者は、管理者としての業務を適切に実施できると判断した場合には児童相談所長と兼ねることが可能です。
8	一時保護施設の管理者が指導教育担当職員を兼ねる場合であっても、「一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験」を有している必要があると理解してよいか。	お見込みのとおりです。
9	「施錠等により児童の行動の制限をしてはならない」とあるが、例えば、一時保護所の安全上の配慮から、一時保護所の出入口を常時施錠するといったことは当該条文に反することになるのか。	当該規定は児童の行動制限を目的として、例えば、児童の身体の自由を直接的に拘束すること、児童を一人ずつ鍵をかけた個室に置くこと等を制限する規定となっており、安全上の配慮から一時保護所自体の出入口を施錠することは可能です。
10	【都道府県等向け資料P40、市区町村向け資料P137】 「（5）職員配置基準」に示されている各職員（夜間職員除く）について、常勤職員を配置する必要があるか。会計年度職員の配置でも問題ないか。また、児童相談所の相談部門と兼任して配置しても問題ないか。	「（5）職員配置基準」に示されている、少なくとも配置しなければならない職員については、一時保護施設において児童と安定的に関わる観点から、常勤職員での配置が望ましいと考えており、また配置に当たっては、児童相談所相談部門との兼任ではなく一時保護施設の専任職員として配置いただきたいと考えております。 なお、例えば、自治体の単独事業により基準以上の職員を配置する場合、会計年度職員の配置や他部門と兼任することは差し支えありません。 ※嘱託医の業務契約については、各自治体において適切に判断いただきたいと考えております。
11	「一時保護施設において、正当な理由なく、児童の権利の制限を行ってはならない。」とあるが、ここでの権利とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。	一時保護においても児童の権利が守られることは重要であることから、正当な理由なく権利制限を行ってはならないこと、やむを得ず権利制限を行う場合においても、必要最小限とし、その理由について児童に十分に説明し理解を得よう努めることを規定したものです。なお詳細については、「一時保護ガイドラインについて（平成30年7月6日付け子発0706第4号）」（以下「一時保護ガイドライン」という。）にてお示しする予定です。

12	「合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。」とあるが、当該規定の基本的な考え方を示していただきたい。例えばスマートフォンの持ち込みを許容した場合、保護者等に居場所が特定され、児童の安全が脅かされる可能性も想定されるがいかか。	所持品については、一律に禁止するものではなく、児童の福祉を損なうおそれがあるものを除き、可能な限り児童が所持できるように配慮するとともに、やむを得ず持ち込みを禁止する場合には、その理由について児童に十分に説明し理解を得るよう努めることを規定したものです。なお詳細については、一時保護ガイドラインにてお示しする予定です。
13	心理療法担当職員の資格をご教示いただきたい。	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」の第42条第4項と同様の規定とする予定です。
14	看護師の配置について、乳児の受入がない一時保護施設においても必須という認識でよいか。 また、保健師資格を持つ職員を看護師として配置することは可能という認識でよいか。	いずれもお見込みのとおりです。
15	一時保護施設の第三者評価について、「定期的」とは、何年に1回実施といった頻度の目安はあるか。	第三者評価の詳細については、一時保護ガイドラインや通知等でお示しできるよう検討しております。
16	就学している児童については当該児童の希望に応じ、就学等できるように努めなければならない旨の規定があるが、人員配置への支援等を考えているか。	児童虐待防止対策支援事業の一時保護機能強化事業にて「一時保護委託付添協力員」の配置に関して補助を行っており、原籍校への通学を支援しているほか、送迎に要する費用も対象としているため、活用を検討いただきたいと考えております。
17	学習指導員の数について、児童の人数に応じて適切な数を置くよう示されているが、別途配置基準を示す予定はあるか。 また、指導教育担当職員についても、例えば職員10人に対して1人の配置が望ましい等、別途配置基準を示す予定はあるか。	現状、別途示す予定はありません。 学習指導員については、各一時保護施設の状況に応じて一時保護施設入所児童の学習環境が担保できる適切な人数を配置いただきたいと考えております。 指導教育担当職員も同様に、各一時保護施設の状況に応じて適切な人数を配置いただきたいと考えております。
18	夜間の職員配置について、児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を一時保護施設が実施している場合には別に必要な職員を置くよう努める規定があるが、虐待通告窓口対応とはどのようなものを想定しているか。	児童相談所の開庁時間以外（夜間・休日）における、児童虐待通告窓口対応や警察・関係機関からの電話対応、身柄付通告に伴う緊急の一時保護対応等を想定しており、各一時保護施設がこれらの対応を行っている場合には、対応状況に応じて必要な職員を別途配置するよう努めていただきたいと考えております。
19	夜間の職員配置について、当県の一時保護施設はユニットは整備しておらず、学齢男子・学齢女子・幼児の各ブロックで運営しているが、各ブロックで職員2人以上（計6人以上）必要ということか。	ユニットを整備していない場合には、基準案上では一時保護施設全体で職員2人以上配置となります。 なお、質問のようにブロックで運営している場合には、ブロックごとにより、職員の注意が行き届かないといったことが起きないように、適切な配置人数を検討いただきたいと考えております。
20	児童の居室面積（1人当たり四・九五平方メートル以上）と少年（小学校就学の始期から満十八歳に達するまでの者）の個室面積（八平方メートル以上）で差異がある理由をご教示いただきたい。	少年の個室スペースには学習机やベッド等を配置することも想定され、児童が快適に生活するために必要な面積として規定したものです。
21	「ユニット」の定義や要件について別途示す予定はあるか。	ユニットの詳細については、別途通知等でお示しできるよう検討しております。

⑤こどもの権利擁護について		
1	市町村においてこどもの権利擁護環境整備事業を都道府県と合同で実施（施設の入所児童数の割合等で費用を負担）することは可能か。	実態として一部合同実施となることは差し支えありませんが、その場合は都道府県と市町村の間で按分について事前に協定等にて取り決めていただいたうえで、都道府県にてお取りまとめでいただき申請いただくことが必要です。
2	こどもの権利擁護環境整備事業の「こどもの権利擁護機関の整備」について、既に同様の機関を整備しているが、補助対象となるか。	既に設置されたこどもの権利擁護機関についても補助の対象になります。なお、こどもの権利擁護機関に関しては、昨年度の調査研究で作成したこどもの権利擁護スタートアップマニュアル案において留意事項等をお示ししておりますのでご参照ください。
3	こどもの権利擁護環境整備事業の目的のなかで「社会的養護に係るこども」とあるが、それ以外の子どもは対象外か。 ※社会的養護に係るこども以外も対象として事業を実施していた	社会的養護に係るこどもが本事業の対象の中心であるため、社会的養護に係るこどもが相談窓口実際にアクセスできる環境が整備されている等、こうしたこどもが実質的に利用可能な事業である場合には、それ以外のこどもを対象に含めていても差し支えありません。
4	【都道府県等向け資料P50、市区町村向け資料P131】 ③こどもの権利擁護機関の整備において、児童福祉審議会事務局に配置する権利擁護調査員の人件費は補助対象に含まれるのか。	権利擁護調査員の人件費は含まれます。
5	こどもの意見聴取等措置を実施しなかった場合の法的な効果について。 たとえば、意見聴取等措置を実施せずに一時保護を行った場合（児童記録票に記載がない場合）に、一時保護に係る審査請求があったとしたら、審査請求を認容し、一時保護を取り消さなければならないのか。あるいは、審査請求後に意見聴取等措置が実施されれば、審査請求を認容する必要はない、という理解でよいのか。	意見聴取等措置を行わなかったこと自体は違法性を有しますが、一時保護等の処分自体については意見聴取等措置が適法に行われなかったことによりただちに違法となるものではないため、審査請求があった場合には、第33条の規定による一時保護の必要性等を踏まえて個別の事情に応じてご判断いただくことが必要となります。
6	意見表明等支援員養成研修は、中央研修機関やすでに設置されている他自治体のこどもの権利擁護に係る団体等で主催していただくことを検討してほしい。現在、モデル事業等を行っていない自治体が養成研修を一から準備し、それを受講してもらわなければならない場合、支援員の養成に時間がかかり、意見表明等支援制度を活用したいこどもに対応できないことが見込まれる。	意見表明等支援員の養成については既に全国的な研修を実施している団体もあり、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業にて実施した「アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書」内のガイドライン案においても、そうした団体（例）や各地で実践されている研修プログラムの例をお示ししているところです（ガイドライン案P9以降参照）。また、虹・あかしの研修センターにおいても、今後、各自治体における意見表明等支援員の養成に資する一定の研修を実施いただく方向でご検討いただいておりますので、詳細が決まりしだいご案内させていただきます。
7	こどもの権利擁護環境整備事業について、活動回数に応じて加算とあるが、何をもち活動回数をカウントすれば良いか（こどものもとに訪問した回数のみか、訪問先施設等との会議や、SVによる指導も含めた内部検討会議も含められるのか。複数名での訪問の場合は、所要見込額等調査の考え方により、回数×人数と認識。）。	活動回数については、お見込みのとおり「訪問回数×支援員の数」で算出します。 また、あくまでも加算で示す活動の範囲については、こどもに対して意見表明等支援を行った回数、としております。
8	【都道府県等向け資料P50、市区町村向け資料P131】 こどもの権利擁護環境整備事業について、①～③の補助制度は、1自治体あたりの基準額か、事業実施箇所数ごとの基準額か。	基準額については「都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村」ごととしております。
9	こどもの権利擁護環境整備事業について、複数の委託事業者による事業実施が必要となる場合、複数事業者による実施を想定し、基本額と加算を按分することは可能か。	複数の委託事業者に意見表明等支援事業を委託する場合にはそれぞれの事業者への委託費は実績に応じて按分していただくかまいませんが、自治体に対する補助は各事業者における活動回数の実績を合計した回数に応じて補助することを想定しています。

10	<p>委託研究事業の報告書の公開だけでなく、こども家庭庁から実施要綱やガイドラインを発出していただきたい。</p> <p>児童福祉審議会等を使ってこどもの権利擁護機関の整備を行う場合、規程等の例示、審議事項等を詳細にマニュアル又は通知に示してほしい。</p> <p>また、各都道府県に対し、相談窓口を示すのではなく、できれば、機会を設けて、個別にご教示いただければありがたい。</p>	<p>令和4年度子ども・子育て支援推進事業の報告書内において、意見聴取等措置、意見表明支援事業、権利擁護機関等を含むこどもの権利擁護スタートアップマニュアル案及び意見表明等支援員養成のためのガイドライン案をお示ししており、まずはその内容を踏まえてご準備を進めていただければと思います。今後、こども家庭庁からこれらのガイドライン案を基にした正式なガイドラインや実施要綱を発出する予定です。</p>
11	<p>意見表明等支援事業について、養成は実施主体である都道府県等となっているが、本県では意見表明等支援員養成のための研修を実施する体制がなく、意見表明支援員を養成するには他県で実施される研修を受講するしかない。しかし、研修によっては県民限定等受講者を制限しているところもあり、意見表明支援を実施したくても支援員の養成が困難。例えば虹やあかし、武蔵野等でこのような研修を実施する見込みはあるか。（可能な限りリモートで）</p>	6に同じ
12	<p>意見表明等支援員は市町村には配置義務はないのか。</p>	<p>市町村に意見表明等支援員を配置する義務はありません。（なお、意見表明等支援事業は都道府県等（都道府県、指定都市、及び児童相談所設置市）の事業であり、都道府県等は事業が着実に実施されるよう「必要な措置の実施に努めなければならない」とされています（改正児童福祉法第33条の6の2）が、都道府県等にも配置義務はありません。）</p>

⑥親子再統合支援事業について		
1	親子関係再構築支援員について、現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更としているが、どのような者を想定しているか。	児童相談所内において、他機関との連絡調整（他機関での支援状況の把握や支援方針の共有等）や親子の面会や外出等を補助するような役割を担えるものを想定しております。
2	家族療法・保護者支援プログラムは親子関係再構築支援が行っていくものとして想定しているのか。	お見込みのとおり、家族療法や保護者支援プログラムは親子関係再構築支援の一環として行われるものと考えています。
3	発達に気がかりな児及び親の教室（グループワーク等）も対象となるのか。 利用者負担額を徴収せずに実施した場合は、補助対象経費は利用者負担額相当を差し引いた額を計上することになるのか。	都道府県等（都道府県、指定都市、及び児童相談所設置市）の事業である親子再統合支援事業は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るものであり、実施内容はその目的を踏まえて設定いただくこととなりますが、その目的に鑑みて利用者負担額の徴収は想定しておりません。
4	里親委託児童の親子面会・外出等の補助も児童相談所に配置された親子関係再構築支援員が行うのか。	里親委託中の児童の親子交流等についても、親子関係再構築支援事業を活用いただき、親子関係再構築支援員が補助を行うことは可能です。
5	親子関係再構築支援員と施設に配置されている家庭支援専門相談員の役割分担はどのようになるのか。	親子関係再構築支援員は、児童相談所に配置され、児童福祉司や児童心理司が行う親子関係再構築支援の補助を行う職員です。 施設入所中のケースに限らず一時保護、在宅指導中など親子関係再構築支援が必要となるケースについて、関係機関との連絡調整、親子の面会や外出の補助などを行うことを想定しています。 施設入所中のケースについては、家庭支援専門相談員とも相互に連携・協力いただくことが必要と考えています。
6	親子関係再構築支援員は児童相談所1か所あたり2名となっているが、措置児童数等による加配は検討されているか。	加配については検討しておりません。
7	親子関係再構築支援員について、児童相談所1か所あたりの規模に大小がある場合、自治体全体で業務調整をはかる運用にして差し支えないか。	児童相談所1か所当たり1名もしくは2名の配置となっております。
8	親子関係再構築支援員に係る補助金について、特定の資格保有等の任用要件が求められるか。	特段の資格要件を定める予定はありません。
9	親子関係再構築支援の実施について、委託により実施することは可能か。委託できない範囲があるとすれば示していただきたい。	民間団体に委託して行うことも可能です。

⑦子ども家庭ソーシャルワーカーについて		
(対象者について)		
1	研修受講者に求める要件として、どのような実務経験が必要とされるか。また、実務経験として認められる業務の範囲はどのようなものか。	研修受講者に求められる実務経験や業務の範囲は「子ども家庭福祉の認定資格の取得にかかる研修等に関する検討会とりまとめ」( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf</a> )にお示ししておりますので(特にP29-30など)、そちらをご参照ください。なお、詳細は年度内をめどにお示しする予定です。
2	子ども家庭福祉に携わる職員のうち、研修受講者としてどのような職員を想定しているか。受講人数の上限設定は予定しているか。	認定資格は、主として子ども家庭福祉の相談援助業務の実務経験を有する職員の方々に研修を受講していただくために創設されたものです。研修受講者の上限は想定しておらず、より多くの方々に資格取得をご検討いただけたらと考えています。
3	保健師は研修受講者とならないのか。児童福祉司スーパーバイザー研修を受講済みの職員は、研修受講者の対象範囲ではないのか。	子ども家庭福祉においても重要な役割を果たしている保健師は資格取得の対象であり、相談援助業務の実務経験が4年以上ある方は研修を受講していただけます。児童福祉司スーパーバイザー研修を受講済みの職員も、実務経験等の要件を満たせば研修受講者の対象範囲となります。
4	類似する研修を受講済みの研修受講者は、子ども家庭福祉指定研修(100.5時間)が一部免除になることはあるか。	指定研修は、各科目で学ぶ内容が他の研修により代替しきれる内容のものではないことから、免除は行わないこととされています。
(受講方法について)		
5	研修実施機関はどのような機関が担い、どのような地域で研修が実施される見込みか。研修実施機関はいつ頃決定される予定か。	現在、認定機関の募集を行っており、年内めどで認定機関が子ども家庭庁により認定されます。その後、認定機関が研修実施機関の認定を行うこととなりますが、令和6年度の早い段階になると見込まれます。
6	研修の開始時期やスケジュールはいつ頃示される見込みか。	研修実施機関によりですが、令和6年度の早い段階になると見込まれます。
7	研修の受講、試験の受験、資格の登録に係る費用はどの程度の金額となる見込みか。研修の受講費等の支払いは、どのような方法となるか。	受講料等は研修実施機関が定めることとなります。支払方法についても、研修実施機関が定めることとなります。
8	研修の受講方法は対面か、オンラインか。研修はどのような日程で開催されるか。テキストは作成される見込みか。	研修は、受講者に現任者が多く含まれることを考慮し、オンラインでの受講も可能としつつ、演習等は原則として対面での実施となります。研修の日程は、研修実施機関が定めることとなります。令和5年度の調査研究において、研修のテキスト例を作成中です。
(子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業について)		
9	資格取得者を配置する場合の手当に関して、金額や補助率はいつ頃示される見込みか。	財政支援の詳細については、予算編成過程で検討し、令和5年末にお示しする予定です。
10	研修の受講費用等の補助に関して、研修受講料、試験受験料、登録料、受講者の代替職員を雇用するための費用などは補助対象となるか。説明会の資料では、資格取得支援の対象として「児童養護施設等」との記載があるが、母子生活支援施設や児童家庭支援センターも対象に含まれるか。資格取得者を児童相談所や子ども家庭センターへ配置する自治体へのインセンティブは予定しているか。	財政支援の詳細については、予算編成過程で検討し、令和5年末にお示しする予定です。「児童養護施設等」には、母子生活支援施設や児童家庭支援センターも含まれるよう検討しています。まずは認定資格の取得促進を図ることで、子ども家庭福祉のソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出することに注力します。
11	資格を有する者を配置する場合の手当は、補助金となるか、地方交付税措置となるか。	財政支援の詳細については、予算編成過程で検討し、令和5年末にお示しする予定ですが、補助金での実施を想定しております。



(制度について)		
12	研修受講者のうち、相談援助実務経験者ルートと保育所等保育士ルートは「※当分の間の経過措置」とされているが、これはどの程度の期間を想定しているのか。	「当分の間」の具体的な期間に関しては現時点で決まっているものではないです。
13	認定資格は、児童相談所における児童福祉司とどのような関係にあると位置づけられるか。 認定資格は、こども家庭センターにおける統括支援員とどのような関係にあると位置づけられるか。	資格取得者は、指導教育担当児童福祉司になるための実務要件年数が、おおむね5年以上からおおむね3年以上へと緩和されます。 統括支援員の要件は、「母子保健や児童福祉に係る資格等を持っており、一定の母子保健又は児童福祉施設分野の実務経験を有する者」等であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修を受講した者としており、こども家庭ソーシャルワーカーについても、母子保健や児童福祉に係る資格として認められることとなります。
14	資格取得者はこども家庭センターへの必置ではない、との理解でよいか。	お見込みの通りです。なお、上記のとおりこども家庭センターへ新たに配置される統括支援員となるための資格に関する要件の1つとして認定資格が位置付けられているため、積極的なご検討をお願いします。
15	児童相談所やこども家庭センター等において、資格取得者の配置基準を設ける予定はあるか。	配置基準とすることは現時点で想定しておらず、まずは認定資格の取得促進を図ることで、こども家庭福祉のソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出することに注力します。

⑧一時保護時の司法審査について		
1	一時保護時の司法審査の導入により事務量が大幅に増加することが想定される。また、休日・夜間等の対応もあることから、人員増による体制強化が必須と考えているが、体制強化についてはどのように考えているか。	児童相談所の体制強化については、令和4年度策定の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、一時保護時の司法審査の令和7年度までの導入等を踏まえ、必要に応じ本プランの見直しを検討することとされています。一時保護時の司法審査制度の円滑な導入に向け、必要な検討を行ってまいります。
2	令和5年秋頃に予定されているマニュアル案とりまとめについては、自治体等に案を公表していただけると考えてよいか。	お見込みのとおり、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」は公表を予定しています。できる限り速やかにお示しできるよう検討を進めてまいります。
3	一時保護状の請求に当たり、一時保護開始から7日以内に親権者等全員の同意を確認できない場合も生じると考えられるが、どのように対応すればよいか。	親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が複数名の場合において、その全員の同意を一時保護状の請求期限までに確認できないときには、親権者等の同意がないものとして一時保護状の請求を行っていただくことを想定しています。
4	親権者が複数の場合はその全員の同意を要するとされているが、DV等で避難しているなど居所を秘匿している場合に、一方の親権者に接触すればもう一方の居所が知られる可能性があるときなどについてはどのように考えるか。	親権者等の同意の確認をするに当たってのDV事案等の取扱いについては、現在策定中の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」により、具体的にお示しする予定です。
5	人定資料の取得が一時保護開始から7日以内に完了しないなどにより親権者の確認ができないことがあると思われるが、一時保護状の請求に際しては、どのように対応すればよいか。	人定資料の取得困難な場合の対応については、現在策定中の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」により、具体的にお示しする予定です。
6	親権者を特定するための戸籍謄本について、本籍地が住民票所在地と異なり、かつ、遠隔地の場合、一時保護開始から7日以内にこれを取得することが困難な場合が考えられる。取得を容易にする方法を何らか検討できないか。	一時保護時の司法審査の手続を円滑に進めるための方策については、現場の状況やご意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。
7	一時保護状の請求に当たって、児童相談所が裁判所に提出した記録は開示されるのか。	一時保護状の請求のために児童相談所が裁判所に提出した記録については、裁判所から児童や親権者等に対して開示される仕組みはありません。他方で、一時保護状の発付又は請求却下後には裁判所から児童相談所に記録が返還されることが想定されており、返還された記録については、児童や親権者等から児童相談所に対して開示請求がなされることが考えられ、児童相談所として適切に情報の開示・不開示を判断して対応いただく必要があります。
8	親権者等の同意の確認について、原則は書面で確認するが、一定の場合には口頭による確認も排除されないとのことだが、「一定の場合」とはどういった場合を想定しているか。	口頭による確認が可能な場合については、現在策定中の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」において具体的にお示しする予定です。
9	一時保護状の請求に当たり、どのような資料を裁判所に提供する必要がありますか。	一時保護状の請求に当たって添付すべき資料の例等については、現在策定中の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」により、具体的にお示しする予定です。
10	一時保護状の請求先窓口については、全国で統一されるものではなく、各地の児童相談所と裁判所で取り決めることになるのか。	一時保護状の請求に関する裁判所の対応については、裁判所において検討中と承知しており、適切な時期に必要な情報を提供してまいります。

⑨児童自立生活援助事業について		
(対象者について)		
1	援助の実施を一度解除された場合、援助の実施について再度申し込みすることは可能か。	詳細な要件については、今後公布される政令及び府令等でお示しさせていただきますが、援助の実施が必要であると都道府県知事等が認めた者であれば、再度申し込みを行うことを可能とする予定です。
2	里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で自立したものの、その後困難な状況に直面し、再度支援が必要と判断された場合、援助の実施について申し込みすることは可能か。	詳細な要件については、今後公布される政令及び府令等でお示しさせていただきますが、援助の実施が必要であると都道府県知事等が認めた者であれば、再度申し込みを行うことを可能とする予定です。
3	就学中の者や就業も就学もしていない者も含まれているか。	必ずしも就学や就職していることを要件とする予定ではありませんが、詳細な要件については、今後公布される政令及び府令等でお示しさせていただきます。
(対象人員について)		
4	入所定員について、児童養護施設等と同様に、毎年度設定し、年度途中の増減は認めないという理解で良いか。	ご認識の通りです。
(対象施設について)		
5	本体施設の空き部屋等を使用することは可能か。	本体施設の空き部屋等も利用可能とする予定です。
(職員について)		
6	本体施設との兼務は可能か。	今後公布される府令でお示しさせていただきますが、児童自立生活援助事業の処遇の質を担保するため、職員は専任とし、本事業と本体施設との兼務を行うことはできないこととする予定です。
(その他)		
7	満18歳以上の対象者の申請窓口はどこになるのか。また、窓口が児童相談所の場合、支援対象者の現住所の所在する児童相談所になるのか、過去に措置等を行った児童相談所になるのか。	「児童相談所運営指針」で追ってお示しさせていただきますが、申請窓口は、対象者の現住所の所在する児童相談所（対象者が満18歳未満の場合は、原則として保護者の現住所の所在する児童相談所）となる予定です。
8	Ⅱ型又はⅢ型で本事業を実施する場合、児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童について、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、措置延長と児童自立生活援助事業のどちらを活用するのが適切か。	児童養護施設等の施設長等や里親等の意見を聴くとともに、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認し、児童相談所において、適切にご判断ください。
9	就学者自立生活援助事業は廃止となるのか。	就学者自立生活援助事業については、児童自立生活援助事業に再編され、事業の運営に関する経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとなります。
10	社会的養護自立支援事業は廃止となるのか。	社会的養護自立支援事業について、 ・居住費支援や生活費支援等は、児童自立生活援助事業に再編され、事業の運営に関する経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとなります。 ・相談支援は、現行の対象者に加え、これまで公的支援につながらなかった者等を含め、社会的養護自立支援拠点事業として実施していただくこととなります。

⑩里親支援センターについて		
(実施主体について)		
1	設置主体について、社会福祉法人などの法人格は必須か。	都道府県知事の認可を得た者であれば法人格について制限するものではありません。
(職員について)		
2	登録里親家庭の世帯数に対して職員配置基準が示されているが、ここでいう「登録里親家庭」とは、養育里親世帯、養子縁組里親世帯、専門里親世帯、親族里親世帯という理解でよいか。	ご認識の通りです。
3	年度途中で、登録里親家庭数に増減があった場合、里親等支援員の配置数を変える必要があるのか。	交付要綱等で追ってお示しさせていただきますが、年度当初において、登録里親世帯数を設定の上、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行う予定です。
4	職員について、人材派遣会社等から派遣により配置することは可能か。	児童福祉施設としての里親支援センターに措置費で配置される職員については、派遣による配置は想定しておりません。
5	職員について、里親支援センターの設置主体以外の法人から人事交流により配置することは可能か。	児童福祉施設としての里親支援センターに措置費で配置される職員については、里親支援センターの設置主体の法人等と雇用契約を結んでいただくことが基本であり、その場合であれば差し支えないと考えています。
(設備基準について)		
6	設備基準（相談室や事務室の面積等）はあるか。 また、設置場所について、他の施設との併設は可能か。独立した施設であることが必須か。	令和5年11月14日に公布した府令や今後発出する実施要綱等でお示しさせていただきますが、事務室、相談室等の利用者が訪問できる設備その他事業の実施に必要な設備を設けていただくことを予定しております。面積基準は設けない予定です。また、上述の必要な設備が設けられていれば、他の施設とも可能とし、独立した施設であることは必須要件としない予定です。
7	レスパイトケアの実施にあたっては宿泊対応も想定されるが、必要な設備基準、勤務体制はどのようなものか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
(その他)		
8	現行の里親養育包括支援事業や、当該事業に伴う国庫補助は継続されるのか。現行、里親養育包括支援事業として実施している機関が里親支援センターに移行するための期間はどの程度確保されるのか。	当該事業を継続の必要性を踏まえ、今後の予算編成過程で検討してまいります。
9	1自治体内で複数箇所では里親支援センターを設置する場合、1機関ごとに里親支援センターの業務すべてを包括的に行う必要があるのか。	令和5年11月14日に公布した府令でお示ししたとおり、里親支援センターは府令で規定する業務を包括的に行うことと定めているため、一部の業務のみを行うものは里親支援センターとして認められません。
10	複数の里親支援機関が1つの法人を設立の上、里親支援業務を包括的に行う場合、里親支援センターとして運営することは可能か。	可能です。

⑩社会的養護自立支援拠点事業について		
1	民間団体等への委託は認められるのか。	委託により実施することを可能とする予定です。
2	実施体制について、児童養護施設等の職員との兼務は可能か。また、支援コーディネーター、生活相談員、就労相談支援員の兼務は可能か。	詳細は検討中ですが、児童養護施設等の職員との兼務については、できないこととする予定です。また、予算事業内の各種別において兼務が可能かについては、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
3	支援コーディネーターの資格要件はあるか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
4	設備基準について、相談室や対象者が集まることができる設備等想定しているものはあるか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
5	「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」について、具体的にどの程度の期間を想定しているか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。

⑫妊産婦等生活援助事業について		
1	民間団体等への委託は認められるのか。	委託により実施することを可能とする予定です。
2	実施体制について、乳児院や母子生活支援施設等の職員との兼務は可能か。また、支援コーディネーター、看護師又は助産師、母子支援員の兼務は可能か。	詳細は検討中ですが、乳児院や母子生活支援施設等の職員との兼務については、できないこととする予定です。また、予算事業内の各種別において兼務が可能かについては、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
3	支援コーディネーターの資格要件はあるか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。
4	設備基準について、事業所内に専用居室を設置する必要はあるか。例えば、母子生活支援施設において、専用居室を設置した場合、専用居室とした部屋は母子生活支援施設の定員、使用面積から除外する必要があるか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきますが、必ずしも事業所内に専用居室を設けていただくことを想定しておらず、民間賃貸住宅等で実施することも可能とする予定です。 また、母子生活支援施設で事業を実施し、専用居室を設置した場合、母子生活支援施設の定員及び使用面積から除外する必要があります。
5	「入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援の実施」について、本事業の実施に当たっては必ず実施する必要があるか。	現在、検討中であり、実施要綱等で追ってお示しさせていただきますが、「入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援の実施」は必須要件とする予定です。
6	対象者の入居可否をどのように判断するのか。	現在、検討中であり、対象者の個々の状況によりご判断いただくことを想定しておりますが、詳細については、実施要綱等で追ってお示しさせていただきます。



⑬次期都道府県社会的養育推進計画について		
1	推進計画策定要領の発出時期はいつ頃か。	令和5年中の発出を予定しております。
2	児童心理治療施設・児童自立支援施設について、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図る等、何らかの方針は示す予定か。	児童心理治療施設・児童自立支援施設も策定要領の中に盛り込む予定ですが、具体的な内容については、現在作成中です。
3	障害児入所施設における支援が策定要領の新規項目として加わる見込みだが、データの補足や障害施策に係る他計画との調整等、どの程度求められるのか。	策定要領の内容については、現在作成中です。
4	社会的養育自立支援協議会の構成員として参加必須とする者はいるか。	現在、検討中であり、自立支援においては、当事者の意見を聞き、その意向を尊重することは重要であるため、社会的養育経験者を含むことを想定しておりますが、その他構成員等については、ガイドライン等で追ってお示しさせていただきます。
5	計画の進捗の報告先は、都道府県児童福祉審議会のほか、何を想定しているか。	本計画については、自治体によって、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と一体で策定している場合もあると承知しています。この場合においては、同法第77条第4項に規定する「審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）」に対して、本計画の進捗に係る自己点検・評価の結果を報告することなども考えられます。

⑭その他		
1	内閣府令はいつ公布されるのか。	令和5年11月14日に公布いたしました。
2	各事業の要綱はいつ頃公布されるのか。	令和6年3月中の公布を予定しております。
3	現在、安心子ども基金を活用して実施している「妊婦訪問支援事業」について、令和6年度以降の国庫補助はどのような取り扱いとなるのか。	「妊婦訪問支援事業」については、母子保健衛生費国庫補助金の中の1事業として位置付けた上で、令和6年度の予算要求を行っているところです。